

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業者の皆様へ

滞在者名簿の記載等の徹底について

国家戦略特別区域法第 13 条第 2 項、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第 10 条の 2 第 3 項で規定している滞在者名簿に記載する事項は、以下のとおりです。

滞在者氏名 住所 職業 滞在期間

- 滞在者名簿は、感染症が発生、又は、感染症患者在施設に滞在した場合に、その感染経路を調査するために大変重要なものです。滞在者には**正確な記載**を促してください。
- 滞在者名簿は、国家戦略特別区域外国人滞在施設もしくは、事業者の事務所に、その作成した日から **3 年間保存**しなければなりません。

日本国内に住所を持たない外国人の方について

国家戦略特別区域外国人滞在施設における感染経路調査を確実にするため、また、国内外におけるテロ事案による利用者の安全確保のため、日本国内に住所を持たない外国人の方については、上記の項目に加え以下の項目の記載が必要です。

国籍 旅券番号

- 滞在者名簿の記載の正確さを期するため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業者の方は、該当される方へ**旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを滞
在者名簿とともに保存**していただくようお願いします。

事業者の求めに対し滞在者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導により求めていることを説明して呈示を求めてください。さらに呈示を拒否する場合には、当該滞在者が旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に連絡する等、適切な対応をお願いします。